

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」

実施期間：平成 30 年 8 月 1 日～9 月 10 日

主唱：建設業労働災害防止協会

建設業で働く皆さん

足場で作業する時は、**手すりが設置**されているか、
必ず確認しましょう！

車に乗るなら、
しっかり「シートベルト」



守ろう！

足場で作業するなら、
しっかり「手すり」

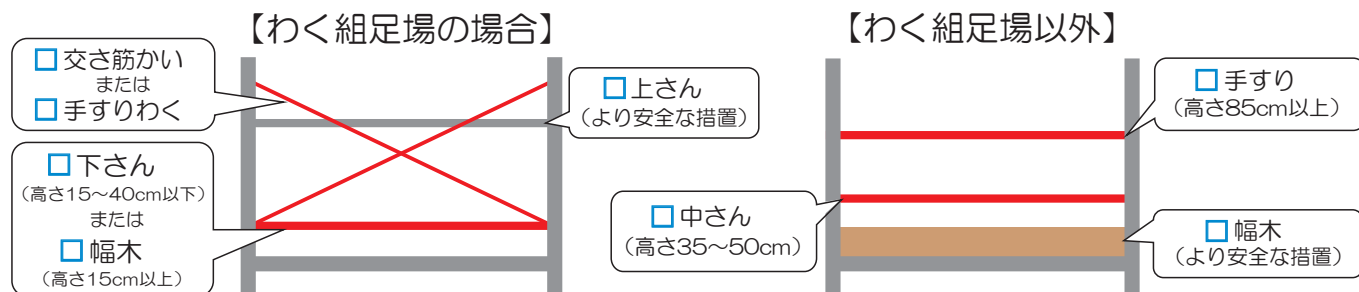
手すりの確認
ヨシ！



労働安全衛生規則では、足場の組立て、一部解体又は変更の後等に足場全体の点検を行う（第 567 条 第 2 項）とともに、足場で作業を行う**すべての事業者**に対して、**その日の作業を開始する前に**、作業を行う箇所の手すりなどの「足場用墜落防止設備」の取り外しや脱落の有無について、**必ず点検**し、異常を認めたときは、**直ちに補修**をしなければならないと定めています（第 567 条 第 1 項）。

足場用墜落防止設備とは

※ □ にチェックして、確認しましょう。



※ 内側（躯体側）と外側の両方に、同様の措置が必要です。



キャンペーン期間中は、「安全施工サイクル」に
＜朝の全事業者一斉足場点検＞を入れて、手すりなどの足場用墜落防止設備に
異常があった時は、直ちに補修するように徹底しよう！

<労働安全衛生規則 第 567 条 第 1 項>

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

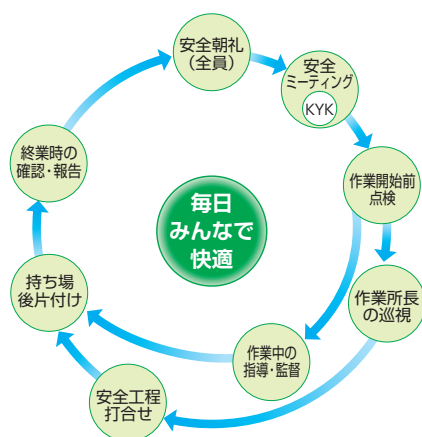
事業者の皆さん!!

型枠大工さん、鉄筋屋さん、左官屋さん、塗装屋さん……など、

**足場の上で作業をする、すべての事業者の皆さん、
「足場用墜落防止設備」の作業開始前点検の義務は、
皆さんにあります。**

事業者の皆さんが雇用する労働者の方が足場で作業をする場合は、職長さんなどに作業する箇所の手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検を必ず実施させ、異常があるときには元請などに伝えて、直ちに補修してもらってください。

また、異常がある状態では作業しないよう、職長さんなどに確実に指示してください。

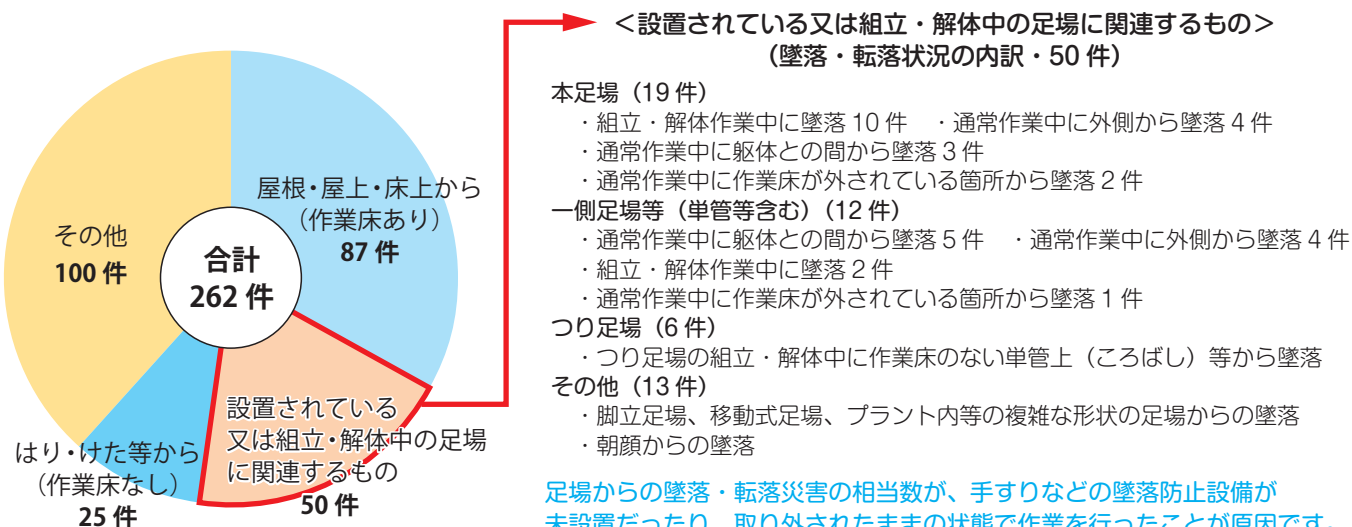


キャンペーン期間中は、作業開始前点検に、
「朝の全事業者一斉足場点検」を!

朝からの人も、お昼からの人も、
始業時間に関係なく、作業前の
足場の手すりなどの点検は義務です。



【平成 27 年、28 年の建設業における墜落・転落災害（死亡災害）の分析結果（墜落箇所別） （厚生労働省）



「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」実施要領

I 趣 旨

平成30年度からスタートした「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」において、計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第7次計画の平均発生件数と比較して15%以上減少させることを目標としている。

また、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害についても、同様に15%以上の減少を目標としており、災害発生件数が多くなる夏季に重点期間を設定し、日頃から実施する墜落・転落災害防止対策に加え、協会及び会員等は安全帯※の適正な使用方法の周知等を行い、さらなる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととする。

とりわけ、足場からの墜落災害を撲滅するため、足場における作業を開始する前に、手すりなどの足場用墜落防止設備の点検・補修の徹底を、全ての建設事業者に呼び掛ける。

※平成30年6月に公布の改正労働安全衛生法施行令において、安全帯の名称は「墜落制止用器具」に改正される予定ですが、当協会では当面の間「安全帯」と表記します。

II 名 称

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」

III 期 間

平成30年を初年度、平成34年度を最終年度とし、毎年8月1日から9月10日までの期間とする。

なお、国の推進する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン（準備4月、実施5月から9月）」と期間が重なるが、この期間の墜落・転落災害の発生件数が多いことから連携して取り組むこととする。

IV 主 唱

建設業労働災害防止協会

V キャンペーン期間中の実施内容

1 墜落・転落災害を防止するための基本事項の確認

会員等は、墜落・転落災害を防止するため次に定める基本的な措置を確実に実施する。

(1) 作業床の設置

高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける。

(2) 手すり等の設置

高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設ける。

(3) 安全帯の使用

梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の上げ下ろし等で手すり等を取り外す際は、安全帯を使用させる。

(4) 踏み抜き防止措置

スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設ける。

- (5) 足場からの墜落防止措置
足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じる。
- (6) 足場の点検の実施
毎日の作業の開始前や足場の組立て、解体、又は変更時には、事前に足場の安全点検を実施する。
- (7) 作業主任者の選任
高さ5 m以上の足場の組立て、解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任する。
- (8) 特別教育の実施
足場の組立て、解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施する。
- (9) 安全衛生教育
労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないように、墜落・転落災害防止のための教育を行う。

2 足場用墜落防止設備の作業開始前点検の徹底

足場からの墜落災害を撲滅するため、協会及び会員等はチラシ等を活用して、足場における作業を行う全ての事業者に対して、その日の作業を開始する前に、安衛則第567条第1項に基づき作業を行う箇所の手すりなどの足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無について必ず点検し、異常を認めたときは直ちに補修することを周知徹底する。

3 フルハーネス型安全帯の適正使用の徹底

協会及び会員等は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の受講の必要性を関係事業者に周知すると共に、二丁掛けの推奨及び一定の高さ以上の高所作業におけるフルハーネス型安全帯の適正な使用を徹底する。

4 広報啓発活動の積極的な推進

- (1) スローガン等の設定
建設工事従事者の意識向上のため、スローガンを設定する。
（例）「わが現場では墜落・転落災害を必ず0にする！」
「手すりの点検が墜落防止のまず一歩」
- (2) 広報活動の実施
 - ① 広報誌「建設の安全」にキャンペーンの実施と内容等を掲載する。
 - ② 協会ホームページに、キャンペーン期間の半月前から期間終了後まで、本実施要領を掲載し、周知徹底を図る。
 - ③ キャンペーン啓発用ポスター、のぼり等を作成する。